

●香川県選挙管理委員会告示第5号

香川県議会議員丸亀市選挙区において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項第5号の規定により、同選挙区選出議員の補欠選挙を行うべき事由が生じた。

平成25年1月29日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅